

## 有害図書類の適正な販売・陳列について

福島県青少年健全育成条例では、青少年（18歳未満）の健全育成に関することを規定しており、書店やレンタルビデオ店など雑誌やゲームソフト、DVD等を取り扱う店舗における有害図書類の陳列や販売等を規制しています。

### ◆ 有害図書類とは ◆

書籍や雑誌、DVD等の映像や音声記録された媒体、ゲームソフト、その他これらに類し、次に該当するもの。

- 1 卑わいな姿態等を被写体とした写真、絵が20ページ以上又はページ総数の5分の1以上の書籍や雑誌
- 2 卑わいな姿態等を描写した時間が3分を超えるビデオ又はビデオディスク
- 3 図書類の内容を審査する次の団体が青少年の視聴等には不相当としたもの

#### 有害図書類の団体指定

コンピュータソフトウェア

倫理機構



映像倫理機構



コンピュータエンターテイン

メントレーティング機構



日本コンテンツ

審査センター



**有害図書類は、青少年に販売、貸出、閲覧、視聴等させてはいけません！**

**図書類の取扱業者は、有害図書類を販売・陳列する場合、「区分陳列」するとともに、陳列場所の見やすい箇所に「18歳未満は購入できない」旨を掲示しなければなりません！**

【問い合わせ】 福島県子ども・青少年政策課 024-521-7187